

業務指示書

ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業または食を通じた栄養改善に関する各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／組織強化／制度構築）】

- 1) 類似業務の経験：農村開発に関する組織強化及び制度構築に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 栄養改善】

- 1) 類似業務の経験：栄養改善に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NGN1 = 0.31086 円 , US\$1 = 112.201 円 , EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月21日(金) 16:00～18:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）本部 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／組織強化／制度構築
栄養改善

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

33.33 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月28日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/組織強化/制度構築	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 栄養改善	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ナイジェリアでは、5歳未満児の慢性的な栄養不良を示す成長障害の割合は32.9%（132ヶ国中98位）、急性の栄養不良を示す消耗症の割合は7.9%（130ヶ国中93位）であり（2016年世界栄養報告¹）、国民の栄養状態について課題を抱えている。

栄養状況の改善に当たっては、集落レベルにおける保健・農業・教育・水・衛生等の各分野での介入を有機的に連携させることが効果的とされている。かかる観点を踏まえ、同国では国家食料栄養政策(National Food and Nutrition Policy)の実現のため、国レベルおよび地方レベルで省庁横断的な食料・栄養委員会が設置されているものの、それが集落レベルにおける包括的且つ実践的な活動に繋がっていない状況にある。こうした状況を改善するためナイジェリア政府は、連邦首都区(FCT:Federal Capital Territory)において集落レベルのスタッフの能力を強化すべく、日本政府に技術協力プロジェクトを要請した。

本プロジェクトはナイジェリアにおける食を通じた栄養改善手法の開発と実証、及びそのための能力強化を目指すものである。連邦政府を通じた事業効果の拡大を視野に入れ、連邦政府との連絡・調整を円滑に行うことが可能な連邦首都区庁(FCTA:Federal Capital Territory Authority)において、ナイジェリア全国で適用可能な栄養改善のアプローチを確立するものである。JICAは2017年9月に詳細計画策定調査団を派遣し、ナイジェリア連邦首都区政府関係者と協議を行い、「連邦首都区における栄養改善能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

食を通じた栄養改善アプローチがマルチセクター体制によりナイジェリア国連邦首都区で実施される。

(3) プロジェクト目標

食を通じた効果的な栄養改善アプローチが開発され、そのアプローチ実施のためのマルチセクター体制が構築される。

※各フェーズでの目標（フェーズ分けの詳細は5.（3）に記載）

- フェーズ1：パイロット地域において食を通じた栄養改善アプローチが確立する。（以下、成果1～4に対応）
- フェーズ2：パイロット地域において確立された栄養改善アプローチが連邦首都

¹ 5歳未満の成長障害の人数は約1100万人と推計されている(Malnutrition: Nigeria Silent Crisis (<http://www.prb.org/pdf15/nigeria-malnutrition-factsheet.pdf>))。

区で実施されるための体制が整備される。(以下、成果5に対応)

(4) 期待される成果

成果1. パイロット地域における栄養課題が特定される。

成果2. 食を通じた栄養改善のための活動マニュアルが完成する。

成果3. 農業・農村開発局農業開発プログラム部の農業女性課に所属する分野専門家、普及員、食を通じた栄養改善に関連するナイジェリア国連邦首都区庁職員の能力が向上する。

成果4. 食を通じた栄養改善アプローチの運用ガイドラインが開発される。

成果5. 食を通じた栄養改善アプローチがマルチセクターの調整を通して実施される。

(5) 活動の概要

1) 成果1にかかると活動

- 1.1 パイロット地域を選定する。
- 1.2 パイロット地域の住民の栄養調査を実施する。
- 1.3 パイロット地域の住民の生活状況調査を実施する。
- 1.4 半年毎にモニタリングを実施する。
- 1.5 連邦首都区食料栄養委員会からのコメントと関連活動の結果を踏まえて、食事摂取量の測定ツールを含む簡易栄養調査マニュアルを開発・更新する。

2) 成果2にかかると活動

- 2.1 食を通じた栄養改善のための活動マニュアル(以下、介入マニュアル)案を作成する。
- 2.2 介入の効果をレビューするための手法案を作成する。
- 2.3 半期毎にレビューを実施する。
- 2.4 レビューに関する要素を加え、関連活動の結果と連邦首都区食料栄養委員会(※連邦首都区政府各局の代表者をメンバーとし、連邦首都区の食と栄養の改善に従事)からのコメントを踏まえて、最終化する。

3) 成果3にかかると活動

- 3.1 農業・農村開発局農業開発プログラム部の農業女性課に所属する分野専門家と普及員、および食を通じた栄養改善に関連する連邦首都区庁職員のための能力開発基本方針案を作成する。
- 3.2 能力開発のための研修カリキュラム案を作成する。
- 3.3 研修を実施する。
- 3.4 パイロットプロジェクトの実施を通じた実地研修(OJT)を行う。
- 3.5 パイロットプロジェクトにおける農業・農村開発局農業開発プログラム部の農業女性課に所属する分野専門家と普及員、および食を通じた栄養改善に関連する連

邦首都区庁職員の業務を定期的に確認する。

- 3.6 能力開発基本方針、研修カリキュラムと教材を、関係職員のキャパシティ開発のためのマニュアル（以下、能力強化マニュアル）として取りまとめ、関連活動の結果と連邦首都区食料栄養委員会からのコメントを踏まえて、最終化する。

4) 成果4にかかると活動

- 4.1 成果1から3で作成するマニュアルを取りまとめて、食を通じた栄養改善アプローチの運用ガイドライン（以下、運用ガイドライン）案を作成する。
- 4.2 フェーズ1においてトライアルパイロットプロジェクトを実施する。
- 4.3 関係機関のコーディネーションマニュアル（以下、コーディネーションマニュアル）案を作成する。
- 4.4 プロジェクトの円滑な実施を目的とした連邦首都区庁とパイロット地域の AC（Area Council）との間で定例会議を開催する。
- 4.5 プロジェクトの円滑な実施を目的とした、連邦首都区の関係機関による定例会議を開催する。
- 4.6 プロジェクトの経験共有を目的とした、連邦首都区庁と関係する連邦政府機関による定例会議を開催する。
- 4.7 コーディネーションの結果と連邦首都区食料栄養委員会からのコメントを踏まえて、コーディネーションマニュアルを最終化する。
- 4.8 トライアルパイロットプロジェクトの結果を踏まえ、フェーズ1中に新たに2つのパイロットプロジェクトを他の地域で実施する。
- 4.9 コーディネーションマニュアルを統合し、運用ガイドラインを最終化する。

5) 成果5にかかると活動

- 5.1 フェーズ1のパイロット地域における受益者がプロジェクトによって導入された活動の継続を支援するため、定期的な確認を実施する。
- 5.2 運用ガイドラインに則って6つのパイロットプロジェクトを6ACで実施する。
- 5.3 6つのパイロットプロジェクトに関連する農業・農村開発局農業開発プログラム部の農業女性課に所属する分野専門家、普及員、食を通じた栄養改善に関連するナイジェリア国連邦首都区庁職員による、経験共有を目的とした定例会議を開催する。
- 5.4 連邦首都区食料栄養委員会によるパイロットプロジェクトの評価のためのマニュアル（以下、評価マニュアル）案を作成する。
- 5.5 連邦首都区食料栄養委員会によるパイロットプロジェクトの評価を促進する。
- 5.6 運用ガイドラインに評価マニュアルを統合し、新規6パイロットプロジェクトの結果を踏まえ、連邦首都区庁が持続的に運用できるように、運用ガイドラインを改定する。
- 5.7 連邦首都区庁が食を通じた栄養改善アプローチにかかると業務を関係職員の正式な業務の一部として（文書等で）正式に承認するよう促進する。

(6) 対象地域

連邦首都区（FCT）農村部

（パイロットプロジェクトサイトはプロジェクト開始後に C/P（相手国の関係官庁・

機関)を含むプロジェクトチームにより決定)

(7) 受益者

・直接受益者：C/Pの行政官・普及員等（約230名）、パイロットプロジェクト地域の妊婦・2歳未満の乳幼児及びその母親（約4,000名）

・最終受益者：パイロット地域の全住民（ただし、特に「最初の1,000日」での効果発現を重視して、妊婦、2歳未満の乳幼児及びその母親を直接的な裨益者とする。）

(8) 関係官庁・機関 (C/P)

ナイジェリア連邦首都区庁（経済計画・研究・統計部 (EPRS)、農業開発プログラム部 (ADP))

※この他に、合同調整委員会 (Joint Coordination Committee : JCC) を組織し、ナイジェリア側からは以下の部局が参加する予定。

- 1) Department of Economic Planning, Research and Statistics, the FCTA
連邦首都区庁経済計画・研究・統計部
- 2) Ministry of Budget of National Planning
連邦予算・国家計画省
- 3) Planning, Research and Statistics Department of Agriculture and Rural Development Secretariat, the FCTA
連邦首都区庁農業・農村開発局農業計画・研究・統計部
- 4) Agricultural Development Project of Agriculture and Rural Development Secretariat, the FCTA
連邦首都区庁農業・農村開発局農業開発プログラム部
- 5) FCT Primary Health Care Board, the FCTA
連邦首都区庁プライマリー・ヘルスケア局
- 6) Public Health Department, the FCTA
連邦首都区庁公衆衛生局
- 7) FCT Water Board, the FCTA
連邦首都区水道公社
- 8) Policy Planning, Research and Statistics Department of Education Secretariat, the FCTA
連邦首都区庁教育局政策計画・研究・統計部
- 9) Area Council Service Secretariat, the FCTA
地方行政区サービス局

3. 業務の目的

「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D (Record of Discussions) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2018年10月18日にナイジェリア連邦首都区政府と締結したR/Dに基づいて実施される「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの基本方針

本プロジェクトは、ナイジェリア連邦首都区庁 (FCTA) 政策案²の Strategy 3.1 Food and Nutrition Security を中心に、栄養改善のためのアプローチの確立を通じて同政策の実現に貢献するものとし、そのアプローチ策定においては、同政策の該当項目を十分踏まえることとする。なお、2016年にJICAがNEPADとともに立ち上げた「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の重点国として好事例の形成が期待されていることを念頭に置き、IFNA 宣言及び IFNA Guiding Principles を十分踏まえ、重視されているマルチセクター・アプローチ、とりわけ栄養分野の取り組みへの農業の統合を重視し、かつ先方政府の政策を現場でのアクションで具現化することに留意する。

また、本プロジェクトはナイジェリア連邦首都区を主たる対象とするものではあるが、協力成果の中央政府や他州等への拡大を重視し、持続性及び再現性に留意した設計とする。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

(3) プロジェクトのフェーズ分け

本プロジェクトをフェーズ分けし、フェーズ1（3年間）の目標を達成した場合、フェーズ2（2年間）を続けることとし、フェーズ1終了時にフェーズ2の目標を必要に応じて見直すことも検討する。各フェーズの目標は以下のとおり；

●フェーズ1：パイロット地域において食を通じた栄養改善アプローチが確立する。

●フェーズ2：パイロット地域において確立された栄養改善アプローチが連邦首都区で実施されるための体制が整備される。

なお、パイロット地域の全体像は以下のとおり；

① トライアルパイロットサイト（1か所）：フェーズ1の1～2年目に活動実施

② パイロットサイト（第1グループ）（2か所）：①の活動経過を踏まえて選定し、フェーズ1の2～3年目に活動実施

² 最終ドラフト段階。承認待ち。

③ パイロットサイト（第2グループ）（6か所）：①②の活動経過を踏まえて選定し、フェーズ2に活動実施

（4）栄養改善アプローチの汎用性強化

本プロジェクトで確立を想定する栄養改善アプローチについて、当初はパイロット地域から始まり、最終的には連邦首都区全体で活用されるものとするところから、プロジェクト実施期間中を通じて同アプローチの見直し、連邦首都区内での適用性確認等に注力する。また、連邦首都区外での適用性拡大については、その可能性について見極め、活動に反映させる。

（5）連邦首都区下の機関との関係

本プロジェクトでは実務的なC/PとなるADP（農業開発プログラム部）下のWIA（Women in Agriculture）を主たるパイロットプロジェクト（トライアルを含む）実施者とする。一方で、本プロジェクト実施及び連邦首都区全体での成果発現を目指す上位目標達成に向かっては、連邦首都区下の行政機関、特にACの巻き込みが不可欠となる。このため、AC所属の農業普及員やコミュニティヘルスワーカーを必要に応じて普及のためのリソースとし、マルチセクターでの栄養改善に向けた協働体制を形成するよう留意する。

（6）本プロジェクトで取り組む栄養改善アプローチについて

本プロジェクトでは、栄養サプリメントや栄養強化食品が農村部では必ずしも購入可能な価格で流通していないことに鑑み、農業への介入も併せ、食事の改善によって必要な栄養素の質・量を農村部の住民が無理なく摂取できる栄養改善アプローチの確立を目指す。具体的には、食事調査に基づく栄養診断を行い、栄養指導によって各栄養素を質・量共に十分摂取できる、あるいは世帯内で妊産婦や子どもに配分されるよう、“食を通じた”栄養改善アプローチを目指す。また、食事によって摂取された栄養が十分に活用されるよう、保健、水・衛生等に関する啓発活動の実施も検討する。

（7）栄養改善のモデルとなりうる世帯の確認

村落内において、同じような環境下で同じような栄養に関する課題を抱えている世帯の中で、その課題に対し適切に対応している世帯の有無（Positive Deviants）およびその行動について確認し、本プロジェクトの活動内容へ反映させる。

（8）他ドナーや民間企業・団体との連携・協調・発信

ナイジェリアでは多くのドナー（UN関連機関、世界銀行、ゲイツ財団等）、日系を含む民間企業・団体等が栄養分野関連の取組みを実施している。それぞれの取組みについても情報収集するとともに連携・協調・発信（合同のワークショップなど）を積極的に検討するものとする。

6. 業務の内容

本プロジェクトの業務内容については以下のとおり想定しているが、プロジェクト目標達

成のため変更・削除すべき活動、付け加えるべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。

＜第1期：2019年2月～2020年8月＞

(1) 業務計画書及びワーク・プランの作成

コンサルタントは第1期業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について JICA の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(2) トライアルパイロットサイトの選定

トライアルパイロットプロジェクト実施の候補となり得る地域の中から、地域の栄養状態、食材の入手方法(自給と販売の割合)、マーケットへのアクセス、農業、保健、教育、水・衛生等、入手可能な既存の指標があればそれも参考に、C/P と協議の上、先行して活動を実施するトライアルパイロットサイト1か所を決定する。なお、選定の際には上記の観点に加え、その地域を担当する WIA のモチベーション等も考慮し、モデルとなり得るよう留意する。

(3) ベースライン調査の実施

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するために想定されている以下の分野の指標を設定のうえ、フェーズ1のトライアルパイロットプロジェクト及びパイロットプロジェクト(後述)開始時点のベースライン値を把握する。

1) 食事に関する指標

食物摂取の頻度、多様性、量等。具体的な指標として食事調査による Minimum Acceptable Diet (Minimum Meal Frequency、Minimum Dietary Diversity)、Household Dietary Diversity に加え、マーケット調査による地域で入手可能な食品の種類、量、価格等を想定するが、必要に応じて追加を検討する。

なお、ナイジェリアにおいて消費される食品の中に、ナイジェリア食品成分表(作成中)及び西アフリカの食品成分表に記載のない食品が存在する。これらの食品については、既存の食品成分表の類似する食品の値を参考とする。

2) 栄養状態に関する指標

対象地域の住民、特に女性と子どもの身長、体重等

3) 保健及び水・衛生に関する指標

駆虫薬、ビタミンAサプリメントの摂取率、貧血の割合、完全母乳保育の割合、水の確保の方法、トイレの有無等を既存のデータから可能な範囲で収集する。

4) FCTA 及び関係機関の実施能力に関する指標

FCTA の調整による会議開催及び意思決定の実績、栄養関連分野及び WIA に関する予算配分/執行額、栄養に関する能力強化の機会等

5) Positive Deviants に関する指標

村落内において、同じような環境下で同じような栄養に関する課題を抱えている世帯の中で、その課題に対し適切に対応している世帯(Positive Deviants)の有無

また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。なお、本業務の実施に関し、現地再委託を認める。この再委託に係る経費は本見積とすること。

(4) 全体計画の策定

ベースラインの把握や指標の設定も踏まえて、PDMを基にしたプロジェクト期間全体の活動を、先方と共同で再構築し、双方の必要なアクションを整理する。

(5) モニタリングシートの作成・協議・更新

本プロジェクトにかかる M/M、R/D 等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、上記内容を反映させたモニタリングシート Ver. 1 (英文) に取りまとめる。モニタリングシート Ver. 1 (原案) を基に、ナイジェリア側関係者と協議、意見交換し、合意する。作成したモニタリングシートは、プロジェクトの進捗に合わせて、第1期から第3期を通じて、半年ごとに更新作業を行う。

(6) トライアルパイロットサイトの調査と分析

(2) で選定されたトライアルパイロットサイトにおいて、特に女性と子どもの栄養状態および住民の生計、生活環境に関する調査を行う。(3) の栄養に関する各分野の指標に加え、質問票等を用い、住民の生計、生活環境について調査・分析し、パイロットサイトの栄養課題とその背後にある要因を特定する。なお、本業務の実施に関し、現地再委託を認める。この再委託に係る経費は本見積とすること。

(7) 簡易栄養調査マニュアルの作成・更新

(6) の調査と分析のプロセスを踏まえ、地域の栄養課題とその背後にある要因を特定するための簡易栄養調査マニュアルを作成する。作成にあたっては、コミュニティレベルの普及員やヘルスワーカー等が使用することも念頭に置き、簡易な方法で課題と要因を推定できるものとなるよう留意する。同マニュアルはフェーズ1の間必要に応じて更新することとする。調査手法や同マニュアル作成に関して適当な方法(アイデア)がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(8) 介入マニュアルのドラフトとそのレビュー方法の策定

(6) の調査結果も踏まえ、介入マニュアル案を作成する。同マニュアルは、本プロジェクトの詳細計画策定調査の報告書およびナイジェリア国栄養と農業に係る基礎情報収集・確認調査ファイナルレポートに加え、ナイジェリア政府やドナーの既存のマニュアル等も参考にドラフトする。なお、介入マニュアルは対象住民向けの栄養改善に関する教材を含むこととする。同教材については住民向けであることに鑑み、現地語を使用し、イラストを活用するなど理解し易いものとする。また、介入の効果をはかるためのレビューの方法についても併せて検討する。食を通じた介入と栄養状態の改善の因果関係の確認は極めて複雑であるが、介入と成果の関係を測る適切な方法を十分検討の上、実施する。介入マニュアル、住民向け栄養教材作成およびレビュー方法の設定に関して、現時点でアイデアがある場合にはプロポーザルにて提案する

こと。

(9) トライアルパイロットプロジェクトの実施

(2) で選定されたトライアルパイロットサイトにおいて、2年間を目安に(8)で作成された介入マニュアルに従い、ワークショップ等を通じたトライアルパイロットプロジェクトを実施する。C/Pが主体性をもって実施する点に留意しつつも、モデルを確立するために十分な技術的支援を行うことを想定する。

(10) 介入マニュアルの更新

(9)のトライアルパイロットプロジェクト及びそのレビュー結果を踏まえ介入マニュアルを更新する。なお、介入マニュアルは第1期、第2期の間必要に応じて更新することとする。

(11) 栄養改善活動を行うアクターの特定

想定される本プロジェクトの主たるパイロットプロジェクト(トライアルを含む)実施者であるWIAに加え、コミュニティレベルで栄養に関連する介入を行う可能性のある、農業普及員やコミュニティヘルスワーカー等のアクターを特定する。その際には、FCT食料栄養委員会あるいはJCC等で関連する活動を特定されたアクターが実施することについて合意を形成する。

(12) 能力強化マニュアルのドラフト

食を通じた栄養改善のための、能力強化マニュアルを作成する。内容は下記の3点を含むことを想定する。

- 1) 能力開発基本方針：WIAに加え、(11)で特定されたアクターの業務及び能力を考慮に入れ、方針を策定する。
- 2) 研修カリキュラム：上記の方針を踏まえ、(8)の介入マニュアルをコミュニティレベルで持続的に実施するために必要な研修内容を検討し、カリキュラムを作成する。
- 3) 研修教材：上記方針及びカリキュラムを踏まえ、効果的な研修を実施するための教材を作成する。

なお、作成にあたっては、関連省庁及びドナーの既存の研修および教材を参考にす。能力強化に関して、現時点でアイデアがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(13) トレーニング及びOJTの実施

(12)能力強化マニュアルに従い、トレーニング及びOJTを実施する。WIA及び関連するアクターの能力を確認するという観点から、トライアルパイロットプロジェクト開始直後からOJTも実施することとする。また、トレーニングの成果及びOJTでのパフォーマンスをモニタリングし評価する。

(14) 能力強化マニュアルの更新

(13)のトレーニング、OJTの結果及びパフォーマンスの評価を踏まえ能力強化マ

マニュアルを更新する。なお、能力強化マニュアルは第1期、第2期の間必要に応じて更新することとする。

(15) コーディネーションマニュアルのドラフト

栄養に関係するマルチセクターでの取り組みによる、栄養改善の相乗効果の創出と促進を目的とし、他ドナーや民間企業も含めた関係者間の円滑な調整を行うための方針と方法を示したコーディネーションマニュアルを作成する。これに関して、現時点でアイデアがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(16) 定例会合の実施

プロジェクト関係各機関及び中央政府との定期的な会合を開催する。対象機関と目的は以下の通り

- 1) FCTA とパイロットプロジェクトを実施中の AC: 本プロジェクトの円滑な実施を目的とする。
- 2) FCT の各関係省庁、機関: 本プロジェクトの円滑な実施と、関係機関との協調による栄養改善の相乗効果促進を目的とする。
- 3) FCTA と中央政府関係省庁: 食と栄養に係る国家委員会(National Committee on Food and Nutrition) 等を適切に活用しつつ、本プロジェクトの経験、成果の共有と、それを通じた将来的な全国への本プロジェクト成果普及の検討を目的とする。

定期会合の開催に際しては、持続性の観点から C/P による主体的な実施を目指し、これを支援することとする。

(17) コーディネーションマニュアルの更新

(16) の定期会合の結果及び各機関からのコメント等を踏まえ、コーディネーションマニュアルを更新する。なお、コーディネーションマニュアルはフェーズ1の間必要に応じて更新することとする。

(18) 運用ガイドラインの作成

簡易栄養調査マニュアル、介入マニュアル、能力強化マニュアル、コーディネーションマニュアルを統合し、運用ガイドラインを作成する。

(19) パイロットサイト(第1グループ)の選定

C/P と協議の上パイロットサイト(第1グループ)2か所を決定する。なお、2か所の内1か所はトライアルパイロットサイトと同じ AC から選定することを想定する。その際には、プロジェクトで確立する栄養改善アプローチの汎用性を高めるため、社会・経済の特徴、属性、栄養課題等の観点から多様なグループが選定されるよう留意する。対象となる村落の伝統的リーダー等のコメントについても参考に、マーケットからの距離、食料入手の方法等をもとに、介入の対象者について留意しつつ C/P を含むプロジェクトチームにて決定する。また、将来的なナイジェリア全国での適用と普及を目指し、首都連邦区外の地域との類似点についても考慮することとする。

なお、パイロットサイト（第1グループ）については、関係者間の合意形成と公平性を優先することから、プロジェクトとして透明性の高い選定、計画プロセスを踏むことが望ましい。同選定方法・プロセスについて、現時点でアイデアがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(20) パイロットプロジェクトの実施

(19) で選定されたパイロットサイト 2 か所において、(18) で作成された実施ガイドラインに従い、ワークショップ等を通じたパイロットプロジェクトを実施する。期間は2年程度を目安として、トライアルパイロットプロジェクトの経験や教訓も踏まえつつ、関係者の事業実施能力の向上も念頭に置きながら必要な技術的支援を行う。

(21) ベースラインデータのモニタリング

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況を評価するため、上記(3)で実施したベースライン調査と同様の指標について、パイロットプロジェクト（トライアルを含む）開始以降、年に2回（飢餓期と食料が豊かな季節）のモニタリングを行う。なお、本業務の支援については、現地再委託を認める。この再委託に係る経費は本見積とすること。

<第2期：2020年8月～2022年2月>

(22) 業務計画書及びワーク・プランの作成

コンサルタントは第2期業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容についてJICAの承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(23) トライアルパイロットプロジェクトの継続と介入効果、持続性の確認

(9) で実施するトライアルパイロットプロジェクトを継続する。C/Pが主体性をもって実施する点に留意しつつも、モデルを確立するために十分な技術的支援を行うことを想定する。また、トライアルパイロットプロジェクト終了後も、C/Pと協働で介入効果や持続性を確認する。

(24) トレーニング及びOJTの継続

(13) で実施するトレーニング及びOJTを継続する。また、トレーニングの成果及びOJTでのパフォーマンスをモニタリングし評価する。

(25) 定例会合の実施

(16) に記載しているプロジェクト関係各機関及び中央政府との定期的な会合を継続開催する。

(26) パイロットプロジェクトの実施

(20) で実施するパイロットプロジェクトを継続実施する。

(27) ベースラインデータのモニタリング、エンドライン調査の実施

(21)と同様に、本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況を評価するため、上記(3)で実施したベースライン調査と同様の指標について、パイロットプロジェクト(トライアルを含む)開始以降、年に2回(飢餓期と食料が豊かな季節)のモニタリングを行う。また、パイロットプロジェクト(トライアルを含む)終了時点のエンドライン値を把握する。なお、本業務の支援については、現地再委託を認める。この再委託に係る経費は本見積とすること。

(28) 実施ガイドラインの更新及び最終化

(18)で作成した実施ガイドラインについて、パイロットプロジェクトの成果、経験等を踏まえ、必要に応じて更新及び最終化を行う。

<第3期：2022年2月～2024年2月>

(29) 業務計画書及びワーク・プランの作成

コンサルタントは第3期業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容についてJICAの承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(30) パイロットサイト(トライアル含む)の事後確認と支援

フェーズ1で実施されたトライアルパイロット及びパイロットプロジェクトにおいて、プロジェクトで導入された技術や行動変容が定着しているか確認することを目的に、C/Pと協働で半年ごとに現地確認を実施する。また、結果を踏まえて、持続性を確保するために必要な支援を行う。

(31) パイロットプロジェクトサイト(第2グループ)の選定・実施

FCT内の6ACにおいてパイロットプロジェクトサイト(第2グループ)を選定し、第1フェーズで最終化された実施ガイドラインに従い、ワークショップ等を通じたパイロットプロジェクト(第2グループ)を実施する。普及の観点から、各ACから1か所ずつパイロットサイトを選定することを想定する。また、プロジェクトの汎用性の実証と、将来的なナイジェリア全土への展開を考慮し、社会・経済の特徴、属性、栄養課題等の観点から多様なグループが可能な限り選定されるよう、C/Pと協議を行い、決定する。実施にあたっては、FCTAの通常業務への内包化を促進するよう工夫することとし、具体的な手法をプロポーザルにて提案すること。

(32) 6AC間での定期会合の実施

パイロットプロジェクト(第2グループ)の経験を共有することを目的に、6か所のACの関係者を集めた定期会合を実施する。

(33) 評価マニュアルの作成とパイロットプロジェクト(第2グループ)の評価

評価マニュアルを作成し、それに従って評価を実施する。C/Pによってプロジェク

トの評価が行われるよう、同マニュアル作成段階から先方の主体性に留意し、必要な支援を行う。

(34) 実施ガイドラインの更新

本プロジェクトの活動成果の反映や、(33) で作成された評価マニュアルの実施ガイドラインとの統合などを行い、FCTA が食を通じた栄養改善を持続的に実施するために実施ガイドラインを更新する。

(35) 内包化の促進

実施ガイドラインに基づく食を通じた栄養改善に関する活動が、FCTA の通常業務として内包化されるよう、持続的な予算確保の方策の検討や、プロジェクト視察、広報等の必要な支援を行う。内包化に関して、現時点でアイデアがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
(第1期)	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約3ヵ月後	英文:5部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文:5部
	プロジェクト事業進捗報告書(第1期)	第1期契約終了時	和文:3部 英文:5部
(第2期)	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から約3ヵ月後	英文:5部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文:5部
	プロジェクト事業進捗報告書(第2期)	第2期契約終了時	和文:3部 英文:5部
(第3期)	業務計画書(第3期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン(第3期)	業務開始から約3ヵ月後	英文:5部

	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：5部
	プロジェクト事業完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを1か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：3部 英文：5部 CD-R：3枚

これら報告書等は簡易製本することとする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書には、以下の内容を含むものとする。

- ・プロジェクト事業進捗報告書：活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点

- ・プロジェクト事業完了報告書：プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール（実績）、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

（2）技術協力作成資料等

以下をはじめとする業務を通じて作成された資料は、各契約終了時に JICA に提出することとする。

- ア トライアルパイロットサイト調査報告書
- イ 簡易栄養調査マニュアル
- ウ 介入マニュアル
- エ 能力強化マニュアル
- オ コーディネーションマニュアル
- カ 評価マニュアル
- キ 運用ガイドライン

（3）コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報においては、業務の進捗状況のほか、プロジェクト目標の達成見込み、達成を阻害する要因と対応方針等についても適宜記載すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1期：2019年2月上旬～2020年8月上旬
- (2) 第2期：2020年8月下旬～2022年2月上旬
- (3) 第3期：2022年2月下旬～2024年2月上旬

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期(本契約) 約 28.5 M/M
(全体) 約 74.75 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/組織強化/制度構築（2号）
- イ 栄養改善（3号）
- ウ 農業/食品加工
- エ 保健/水・衛生
- オ ジェンダー

(3) パイロットプロジェクト

パイロットプロジェクトの件数としては、トライアルも含めフェーズ1では2ACにおいて3件、フェーズ2では6ACにおいて6件の計9件を想定する。また、個々のパイロットプロジェクト（トライアルを含む）の規模としては、凡その規模として以下を想定する。

- ・1件のパイロットプロジェクトで、約2年間で約240人の妊婦および約240人の2歳未満児の母親にアクセスする。
- ・4か月に1回程度のコミュニティレベルのワークショップを核としつつ、WIA及び関連するアクターによるフォローアップを行う。

3. 対象国の便宜供与

ナイジェリア連邦首都区政府の庁舎もしくは関連施設内に事務所スペースが提供される。その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料

- ・ナイジェリア国栄養と農業に係る基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート
- ・ナイジェリア連邦首都区における栄養改善能力強化プロジェクト：詳細計画策調査報告書 (M/M) 及び R/D (Record of Discussions)
- ・事業事前評価表

5. 業務用機材

業務遂行上必要なオフィスワーク用機材（パソコン、プリンタ、プロジェクター、ビデオカメラ、コピー機等）があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積に含めること。また、プロジェクト執務室における家具類（テーブル、書棚、エアコン等）はナイジェリア側負担により設置されることとなっているが、それらが不十分な場合に備え、必要な家具類について本見積に含めること。それ以外に業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとする。）。

なお、C/P や JICA によるプロジェクト車両の調達予定はないため、レンタカーの借り上げ経費（含む運転手備上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費）を見積もりに含めること（本見積に含めること。）。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。これらの再委託に係る経費は本見積とすること。

- (1) ベースラインの把握、指標設定のための調査、ベースラインデータのモニタリング、エンドライン調査（第二6. の（3）(21) に該当）
- (2) トライアルパイロットサイトの栄養状態および住民の生計、生活環境調査（第二6. の（6）に該当）

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. 安全管理

本プロジェクトの実施地域にはこれまで事業実績のない地域も含まれることから、コンサルタントは、現地作業期間中、安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所、在ナイジェリア国日本大使館において継続的

かつ十分な情報収集・共有を行うとともに、現地作業時の安全確保のためのナイジェリア側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分行うこと。また JICA ナイジェリア事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を非課税とすることを想定している。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

